

日行連発第1347号
令和3年12月23日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

封印取付け委託要領等の一部改正について（周知）

国土交通省より、封印取付け委託要領等の一部改正について連絡がありましたので、お知らせいたします。

今回の改正は、主として引越時のナンバープレートの交換の猶予に関する特例が創設されたことによるものですが、「封印取付け委託要領の運用等」8（イ）の丁種の再委託、再々委託に関する規定も一部改正がなされております。本規定は、遠隔地へ OSS 申請した際の封印の取扱いについて、従来の実務上の取扱いを踏まえて見直しを図ったものであり、実務上の取扱いが大きく変わるものではありませんが、国土交通省とも調整のうえ、後日、あらためて説明資料を送付いたします。ご承知おきくださるようお願いいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【添付】

1. 「封印取付け委託要領」の一部改正について（国自情第245号の2）
2. 「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について（国自情第246号の2）

以上